

平成 26 年 6 月 13 日

各 位

会 社 名 株式会社プリンパル・コーポレーション
代表者名 代表取締役社長 松本 純
(J A S D A Q ・ コード 3587)
問合せ先 役職・氏名 取締役 島崎 晋輔
電話 03-5510-7841 (代)

第 5 回新株予約権 (第三者割当) の払込完了のお知らせ

平成 26 年 5 月 28 日開催の取締役会において決議致しました、第三者割当による第 5 回新株予約権発行に関し、割当先からの払込が完了致しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 第三者割当による第 5 回新株予約権の概要

(1) 割当日	平成 26 年 6 月 13 日 (金)
(2) 新株予約権の総数	45,678 個
(3) 発行価額	総額 2,420,934 円 (新株予約権 1 個当たり 53 円)
(4) 当該発行による潜在株式数	潜在株式数: 4,567,800 株 下記 (6) に記載の通り、本新株予約権の行使制限により、行使価額の下 限が 20 円となります。なお、行使価額の修正が行われても、潜在株式数 は 4,567,800 株で一定であります。
(5) 調達資金の額(注)	当初権利行使価額 212,539,734 円 (内訳) 新株予約権の発行による調達額: 2,420,934 円 新株予約権の行使による調達額: 210,118,800 円
(6) 行使価額及び行使価額の 修正条項	当初行使価額 1 株当たり 46 円 (新株予約権 1 個当たりの払込金額 4,600 円) (前営業日である 5 月 27 日終値の 107.0% となります。) 行使価額は、本新株予約権の各行使請求の効力発生日において、その直前 取引日の当社普通株式の終値の 90% に相当する金額 (1 円未満切上げ) に修正されます。 ただし、当該直前取引日の当社普通株式の終値 22 円を下回る場合、20 円 が行使価額の下限となります。 なお、修正後の権利行使価額の上限はありません。
(7) 募集又は割当方法	第三者割当の方法により、フィリップ証券株式会社に全ての新株予約権を 割当てます。
(8) 譲渡制限及び行使数量制限 の内容	本新株予約権に関して、当社は、割当予定先との間で、本新株予約権買受 契約において、下記の内容について合意する予定であります。 ① 新株予約権の譲渡制限 割当予定先は、当社の取締役会の事前の承諾がない限り、割当を受けた本 新株予約権を当社以外の第三者に譲渡することはできません。なお、譲渡 する場合には、あらかじめ譲渡先となる者に対して、下記の行使制限措置 について約させるものとします。 ② 新株予約権の行使制限措置 当社は、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 434 条第 1 項及び 同規程施行規則第 436 条第 1 項乃至第 5 項の定め及び日本証券業協会の

	<p>定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」に従い、MSCB等の買受人による転換又は行使を制限するよう措置を講じるため、所定の適用除外の場合を除き、本新株予約権の行使をしようとする日を含む暦月において当該行使により取得することとなる株式数が本新株予約権の払込日時点における当社上場株式数の10%を超えることとなる場合の、当該10%を超える部分に係る新株予約権の行使(以下「制限超過行使」という。)を割当予定先に行わせません。</p> <p>また、割当予定先及び譲渡先は、上記所定の適用除外の場合を除き、制限超過行使に該当することとなるような本新株予約権の行使を行わないことに同意し、本新株予約権の行使にあたっては、予め当社に対し、本新株予約権の行使が制限超過行使に該当しないかについて確認を行います。</p>
(9) その他	<p>上記各号については、金融商品取引法に基づく有価証券届出書の効力が発生することが条件になります。</p>

※本新株予約権の詳細につきましては、平成26年5月28日付け「第三者割当による行使価額修正条項付新株予約権(MSワラント)の発行に関するお知らせ」をご参照ください。